

## 「(仮称) 佐藤ヶ平風力発電事業 計画段階環境配慮書」に対する環境大臣意見

本事業は、株式会社ユーラスエナジーホールディングスが、青森県むつ市において、最大で出力60,200kWの風力発電所を設置するものである。

今日の地球温暖化の危機的状況においては、再生可能エネルギーの主力電源化を進めることが不可欠であるが、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、景観や生物多様性の観点を含めた環境等への影響について地域の懸念が顕在化している。令和6年5月に閣議決定された第六次環境基本計画では、再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた取組を加速化するとした上で、再生可能エネルギー発電設備の不適正な導入による環境への悪影響を防ぎ、地域の自然の恵みを損なうことなく地域の合意形成を図りつつ、地域共生型の再生可能エネルギーの積極的な導入を目指す必要があるとしている。

本事業については、事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）及びその周辺に、複数の住居、学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）が存在している。

また、想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づき国内希少野生動植物種（以下「国内希少種」という。）に指定されているイヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されていることに加え、オオハクチョウ等の集結地となっている可能性があるほか、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているエゾゲンゴロウモドキ、カワシンジュガイ等の重要な水生動物が生息している可能性がある。

さらに、想定区域及びその周辺には、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく自然環境保全基礎調査第2回調査（特定植物群落）において特定植物群落に選定されている「燧岳山腹ブナ群落」や同調査第6回及び第7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされたチシマザサブナ群団、ヒノキアスナロ群落（IV）等の植生が存在している。

その上、想定区域及びその周辺では、河川、沢筋、水道等の取水地点、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）に基づき県指定鳥獣保護区に指定されている薬研鳥獣保護区、森林法（昭和26年法律第249号）に基づき指定されている水源かん養保安林、土砂流出防備保安林及び保健保安林、林野庁により設定されている「佐藤ヶ平ヒバ遺伝資源希少個体群保護林」、砂防法（明治30年法律第29号）に基づき指定されている砂防指定地等が存在している。

くわえて、想定区域及びその周辺には、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づき指定されている下北半島国定公園が位置しており、同国定公園内には、「奥薬研園地（奥薬研溪谷）」、「薬研橋駐車帯」等の主要な眺望点が存在している。

このため、本事業を進める際には十分な現地調査の実施、予測及び評価を通じて、適切に対象事業実施区域を絞り込むとともに、関係機関、地元の地方公共団体、地域住民等への理解を得ることが重要である。

以上を踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じられたい。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適

切に記載されたい。

## 1. 総論

### (1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の位置及び規模の検討や、風力発電設備及び附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造及び配置（以下「配置等」という。）の検討においては、現地調査を含めた必要な情報の収集及び把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

### (2) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、環境影響の回避又は低減が困難な場合にあっては、代償措置を検討すること。

### (3) 事業計画の見直し

上記のほか、「2. 各論」において、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

### (4) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等との調整を十分に行った上で、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

## 2. 各論

### (1) 騒音に係る影響

想定区域の周辺には、住居等が存在していることから、稼働時における騒音に係る生活環境への影響が懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年 5 月環境省）その他の最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備について住居等から離隔を確保すること等により、騒音に係る生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

### (2) 水環境及び水生動物に対する影響

想定区域及びその周辺には、河川、沢筋、水道等の取水地点、森林法に基づき指定されている水源かん養保安林等が存在しており、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているエゾゲンゴロウモドキ、カワシンジュガイ等の重要な水生動物が生息している可能性があることから、本事業の実施に伴う工事中の土砂及び濁水の流出等による水環境及び水生動物への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、土砂及び濁水の流出等による水環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、

その結果を踏まえ、改変区域と河川及び沢筋の距離の確保、工事中の土工量の抑制、沈砂池の設置等を行い、土砂及び濁水の流出を最小限に抑えること等により、水環境及び水生動物への影響を回避又は極力低減すること。

### (3) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、森林法に基づき指定されている土砂流出防備保安林や砂防法に基づき指定されている砂防指定地等が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。

このため、関係機関等と調整の上、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、これらの結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討することにより、土砂の崩落又は流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制し、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

### (4) 鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺において、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているイヌワシ、クマタカ等の生息が確認されていることに加え、鳥獣保護管理法に基づき県指定鳥獣保護区に指定されている薬研鳥獣保護区が存在する。これらのことから、風力発電設備への衝突、移動の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。また、想定区域及びその周辺はオオハクチョウ等の集結地となっている可能性があることから、これら渡り鳥への影響も懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、鳥類への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

### (5) 植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺には、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査第2回調査（特定植物群落）において特定植物群落に選定されている「燧岳山腹ナ群落」や同調査第6回及び第7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされたチシマザサブナ群団、ヒノキアスナロ群落（IV）等が存在しているほか、想定区域のほぼ全域が森林法に基づき指定されている水源かん養保安林等となっていることに加え、林野庁により設定されている「佐藤ヶ平ヒバ遺伝資源希少個体群保護林」が存在していることから、本事業の実施による植物及び生態系への重大な影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について適切に予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路、無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。

さらに、保護林については、その直接改変を回避するとともに、風力発電設備

等の設置、道路の造成等に当たっては、管轄署である下北森林管理署等と事前に協議し、その協議結果を専門家等に明示したうえでヒアリングを行うこと。また、その結果に応じて、風況や日照等の気象環境が変化することによる保護林の機能への影響についての予測及び評価の手法について検討し、保護林からの十分な離隔を取る等により、保護林への影響を回避すること。

#### (6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

想定区域及びその周辺には、自然公園法に基づき指定されている下北半島国定公園が位置しており、当該国定公園内には「奥薬研園地（奥薬研溪谷）」、「薬研橋駐車帯」等の主要な眺望点が存在しているほか、森林法に基づき指定されている保健保安林、人と自然との触れ合いの活動の場である「東北自然歩道」等が存在していることから、本事業の実施により、これらの主要な眺望点及び利用施設からの眺望景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点及び利用施設について、その利用状況、そこからの眺望の特性等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行うとともに、人と自然との触れ合いの活動の場の状態及び利用の状況等を把握した上で、予測及び評価を行うこと。

また、それらの結果を踏まえ、眺望景観及び人と自然との触れ合いの活動の場について、事業の実施による影響を回避又は極力低減するため、主要な眺望点から最大限離隔をとる等の措置を講ずること。さらに、風力発電設備等の配置等を含む事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、当該国定公園の管理者及び利用者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえること。